

## 仙台市立病院ホームページリンクに関する事務取扱要綱

(平成 23 年 6 月 29 日病院事業管理者決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市立病院ホームページ（以下「ホームページ」という。）と外部のサイト等（以下「サイト等」という。）とのリンクを設定する場合に適正な利用を行うために必要な事項を定めるものとする。

(リンク設定の基準)

第2条 サイト等からホームページへのリンクについては、広く情報を開示する目的で開設したホームページの性質を踏まえて原則として自由とする。ただし、サイト等の内容が次の各号のいずれかに該当するものはリンクを認めない。

- (1) 法律に抵触する内容を含むもの
- (2) 誹謗・中傷等公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれのあるもの
- (3) 著作権、その他第三者の財産・生命・プライバシー等の権利を侵害しているもの
- (4) 犯罪的行為に結びつくと判断されるもの
- (5) 宗教的又は政治的内容等を有するもの
- (6) サイト等管理責任者が明確でないもの
- (8) 個人又は団体の趣味等に該当するであろうと判断されるサイト等
- (9) リンク時に利用料金や登録料等の特別な費用がかかるもの
- (10) 不正アクセスやコンピューターウイルスなどのシステム停止や障害を引き起こす内容を含む又は起こすおそれのあるもの
- (11) ホームページに対して誤解を招くおそれのあるもの
- (12) 表示の名称、バナーの内容とサイト等の内容が異なるもの
- (13) サイト等の管理者以外の者が主として書き込みできる形式のサイト等（ブログ、掲示板等）
- (14) その他病院事業管理者が適当でないと判断するもの

2 ホームページからサイト等へのリンクについては、そのリンク先が次の各号のいずれかに該当する団体等のサイト等についてのみ承認する。ただし、そのサイト等の内容が前項ただし書各号に該当する場合にはこれを承認しない。

- (1) 医療機関（病院、診療所）
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 公益法人及びこれらに準ずる各種団体・組織
- (4) 「仙台市立病院広告掲載要綱」により、当院が認めた団体等
- (5) その他特に病院事業管理者が認める団体等

(設定に係る申請等)

第3条 サイト等からホームページへリンクする場合にあつては届出を必要としないが、ホームページへのリンクであることを明記すること。

2 ホームページのページ管理者（各課の長等）は、ホームページからサイト等へリンクする場合にあつては、サイト等の管理者の承認等必要な場合は、事前に手続きを行った後、掲載事務手続きに係る申請を行う。

3 病院事業管理者は、この要綱に定める基準に基づき承認の可否を決定する。

(リンク設定の解除)

第4条 ホームページのページ管理者は、リンク設定したサイト等が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかにリンク設定を解除しなければならない。

- (1) リンク設定の必要がなくなったとき
- (2) 運用を廃止し、又は停止したとき
- (3) アドレスの変更等により、継続的又は一時的に許可サイト等に接続できなくなったとき
- (4) 第2条第1項ただし書各号に該当することとなったとき

(免責事項)

第5条 リンク設定がされなかったこと、リンク設定を解除したこと、及びリンクを設定したサイト等に発生したいかなる不利益に関して、当院は一切責任を負わないものとする。

2 リンク設定を許可したサイト等の内容については、そのサイト等の管理者に帰属し、当院とは関係ないものであり、いかなる責任も負わないものとする。

(雑則)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から実施する。

附 則 (平成24年1月10日)

この改正は、平成24年1月16日から実施する。